

別表第1（第3条関係）

1 食品の自動販売機を設置して行う営業以外の営業

- (1) 施設は、衛生上支障のある場所に設けないこと。ただし、衛生上十分な対策が講じられている場合は、この限りでない。
- (2) 施設には、販売場を設けること。
- (3) 施設は、販売場とそれ以外の場所を壁その他衛生上支障のない方法によって区画すること。
- (4) 販売場の内壁及び天井は、清掃しやすい構造であること。
- (5) 施設には、従業員専用の手洗い設備を設けること。ただし、汚染防止の措置がとられている食品のみを販売する場合にあっては、この限りでない。
- (6) 食品に直接接触する部分が耐水性材料（モルタル、石等水により腐食しにくいものをいう。以下同じ。）で造られ、かつ、洗浄しやすい器具及び容器を備えること。
- (7) 食品、器具及び容器包装を衛生的に保管する設備を設けること。

2 食品の自動販売機を設置して行う営業

- (1) 自動販売機は、衛生上支障のある場所に設けないこと。ただし、衛生上十分な対策が講じられている場合は、この限りでない。
- (2) 自動販売機は、屋内に設置すること。ただし、ひさし又は屋根を設ける等衛生上十分な対策が講じられている場合は、屋外に設置することができる。